

都道府県名	対象建築物
北海道・青森県・岩手県・ 秋田県・茨城県・栃木県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・石川県・山梨県・ 長野県・鳥取県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県	全ての建築物
山形県	次のいずれかに該当する建築物とする。 1. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 2. 高さが31mを超える建築物 3. 他の指定構造計算適合性判定機関が業務規程により判定しないと定めた建築物 4. 建築物の2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分を一の建築物とみなす。ただし、一以上の部分が上記のいずれかに該当する場合は、その他の部分も該当するものとみなす。
福島県	建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。）が、延べ面積10,000㎡を超える建築物。
群馬県	次のいずれかに該当する建築物とする。 1. 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。以下同じ。）が、延べ面積7,500㎡を超える建築物 2. 政令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物
新潟県	次のいずれかに該当する建築物とする。 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物。（ただし、延べ面積が10,000㎡以下の建築物で建築基準法第18条第2項に該当する建築物を除く） 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物 3. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物で、建築基準法第18条第2項に該当するもの
富山県	次のいずれかに該当する建築物とする。 1. 延べ面積2,000㎡を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める計算方法による建築物 4. 延べ面積2,000㎡以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規程等により判定できない建築物 5. 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物
福井県	次のいずれかに該当する建築物とする。 1. 構造計算に係る床面積（建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積（以下同じ））が、5,000㎡を超える建築物 2. 構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれないもの 3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で前2項に掲げる建築物を含む場合は、前2項に掲げる建築物以外の建築物の判定を行うことができる。

岐阜県	<p>(1) 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）</p> <p>(2) 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物</p> <p>(3) 適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物</p> <p>(4) 法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの</p> <p>(5) 高さが31mを超える建築物</p> <p>(6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物</p> <p>(7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物</p> <p>(8) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年建設省告示第2009号（免震建築物） ・昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造） ・平成14年国土交通省告示第463号（システムトラス） ・平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造） ・平成14年国土交通省告示第666号（膜構造） ・平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造） ・平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造） ・平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組積造） <p>(9) 令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年国土交通省告示第771号第3第2項二号（特定天井）
愛知県	<p>一の建築物につき床面積の合計が10,000平方メートルを超える建築物（二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の判定</p>
島根県	<p>延べ面積が2,000㎡を超える建築物とする。</p>
岡山県	<p>次のいずれかに該当する建築物とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 限界耐力計算による建築物 3. 国土交通大臣の認定を受けたプログラムのうち、知事が別に指定するもの以外のプログラムの計算による建築物
山口県	<p>次のいずれかに該当する建築物とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。） 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算方法による建築物 3. 他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物 4. 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物
大分県	<p>次のいずれかに該当する建築物とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造計算に係る床面積（建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000㎡を超える建築物 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算方法による建築物 3. 全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規程において業務の範囲に含まれない建築物、及び全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物